

放課後等デイサービス こども広場ひかり 運営規定

（事業の目的）

第1条 一般社団法人ヒューマンハーバー別海（以下「事業者」という。）が開設する「こども広場ひかり」（以下「事業者」という。）において実施する指定通所支援（以下「放課後等デイサービス」という。）の事業は、障がい児（以下「児童」という。）が生活能力向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）及び児童の意向、児童の適性、その他の事情をふまえた放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき児童に対して放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について、継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより、児童に対して適切かつ効果的に放課後等デイサービスを提供する。

- 2 児童の意思及び人格を尊重して、常に児童の立場に立った放課後等デイサービスの提供に努めるものとする。
- 3 地域の結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、他の障害福祉サービスを行う者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努める。
- 4 前3項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法に基づく視程障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）その他の関係法令を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 「こども広場ひかり」
- (2) 所在地 北海道野付郡別海町別海220番地の19

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤：児童発達支援管理責任者兼務）
管理者は、従業者の管理及び事務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令を遵守させるために必要な指導命令を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤：管理者兼務）
児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成の業務のほか

常に児童の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、児童又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

- (3) 指導員または保育士 2名以上（常勤及び非常勤）（常勤換算による）
放課後等デイサービス計画に基づき保護者及び児童に対し適切に指導等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日及び従業者研修日等を除く。
- (2) 営業時間 午前10時から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前11時から午後5時までとする。但し、学校休業日は、午前10時30分から午後4時30分までとする。
- (4) その他 悪天候により閉所する場合がある。

（利用定員）

第6条 事業所において放課後等デイサービスの利用定員は10名とする。

（事業の主たる対象者）

第7条 放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 障がい児

（サービスの内容）

第8条 事業所で行う放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活における基本的動作の訓練
- (2) 集団生活適応訓練
- (3) 創作的な活動の指導
- (4) レクリエーション、行事の実施
- (5) 児童の自宅又は学校と事業所との送迎
- (6) 関係機関との連携
- (7) 相談助言に関すること

（保護者から受領する費用の種類及びその額）

第9条 放課後等デイサービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が

定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として保護者から受領した額以外については、各市町村から代理受領する。

- 2 放課後等デイサービスの提供にあっては、前項の支払いを受けるほか、そのサービスの提供に係る便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるに係る費用であって、その保護者に負担させることが適当と認められるものの支払いを保護者から徴収する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、別海町全域とする。但し、送迎サービスに関しては、別海市街地とする。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は現に放課後等デイサービスを提供している際に、児童に体調の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、児童発達支援管理者又は管理者に報告を行う。

（苦情解決）

第12条 提供した放課後等デイサービスに関する児童又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切な対応をするために、窓口を設け、必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第13条 提供する放課後等デイサービスにより事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

（非常災害対策）

第14条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知する。

- 2 非常災害等に備えるため、定期的に、避難、救出その他の必要な訓練を行う。
- 3 医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努める。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条 児童に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の措置

- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する具悪態防止するための研修の実施

(その他の運営に関する留意点)

第16条 事業者は、事業所において適切な放課後等デイサービスが提供できるよう従事者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用時 3 か月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た児童又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た児童又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定める。
 - 4 従業者は、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
 - 5 児童に対する放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該放課後等デイサービスを提供した日から 5 年間保存する。

(その他)

第17条 この規程に定めるほか、運営に関する重要な事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。